

一 広島市中区大手町一丁目及び中島町

期間	対象地域
令和五年五月八日から 令和五年五月二十二日まで	<p>別図1のとおり</p> <p>広島市中区基町一番から一八番まで、一九番（別図1に示す部分に限る。）、二〇番、二一番及び二三番（別図1に示す部分に限る。）、八丁堀、胡町六番、堀川町五番から七番まで、立町、紙屋町一丁目及び二丁目、大手町一丁目から五丁目まで、本通、新天地二番、四番、五番及び八番、三川町二番から七番まで及び一〇番、袋町、中町、小町、富士見町四番から八番まで及び一二番から一六番まで、国泰寺町一丁目及び二丁目、東千田町一丁目一番（別図1に示す部分に限る。）、千田町一丁目一番から一〇番まで及び一三番、中島町、加古町、住吉町、羽衣町一番から八番まで、吉島町一番から一〇番まで、寺町三番から七番まで、広瀬町、十日市町一丁目及び二丁目、西十日市町、本川町一丁目から三丁目まで、猫屋町、榎町、堺町一丁目及び二丁目、小網町、土橋町、河原町、舟入町、舟入中町、舟入本町（別図1に示す部分に限る。）、舟入幸町（別図1に示す部分に限る。）、舟入川口町一番</p> <p>広島市西区中広町一丁目二番、上天満町一番及び一三番から一四番まで、天満町一番、九番から一二番まで及び一九番から二三番まで、観音町一番から八番まで及び一七番、東観音町、観音本町一丁目一番から四番まで及び九番から一二番まで</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図1に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。